



2019文情運第5号  
令和元年6月10日

文京区長 成 澤 廣 修 様

文京区情報公開制度及び  
個人情報保護制度運営審議会  
会 長 内 山 忠



平成31年4月22日付2019文総総第61号による平成31年度諮問第2号について、  
次のとおり答申します。

#### 答 申

#### 1 諮問事項

在留外国人の国民健康保険適用の不適正事案に関する通知制度における出入国在留管理  
庁への外部提供について

#### 2 審議会の結論

本件諮問に係る個人情報の外部提供について、実施することは妥当なものと認める。

#### 3 理由

本件諮問に係る個人情報の外部提供は、高度な医療サービスを一部負担のみで受けられ  
る日本の医療保険制度を利用することを目的としながら、身分や活動目的を偽って、あた  
かも在留資格のいずれかに該当するかのごとく偽装して不正に日本に在留し、国民健康保  
険に加入して高額な医療サービスを受ける在留外国人の不適正事案を防止することを目的  
として行われるものである。

現在、日本に在留する外国人が約 264 万人（平成 30 年 6 月末時点）となり、今後も在  
留外国人の増加が見込まれる中、国民健康保険適用の不適正な事例の防止は喫緊の課題と  
なっている。当該外部提供は、医療費の適正化を図ることにつながるものであり、より一  
層の適正な資格管理に努める面からも、その公益性が認められるものである。

なお、実施・運用に当たっては、対象者に関する極めて重大な情報の処理に関するもの  
であることを考慮した上で、慎重な配慮の下において行う必要があることを申し添える。